

## 静岡市クリエイター支援センター条例の一部改正について

静岡市クリエイター支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市クリエイター支援センター条例の一部を改正する条例

静岡市クリエイター支援センター条例（平成19年静岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 静岡市は、クリエイターの育成・支援を通じて市の文化・クリエイティブ産業の振興を図るとともに、創造的な活動による新たな事業及び文化の創出並びに既存産業の高度化を促進することにより、地域文化の振興及び地域経済の活性化に寄与するため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター	静岡市葵区七間町15番地の1

第6条を削る。

第5条第1号を次のように改める。

（1）月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条を第6条とする。

第4条中「午前9時」を「午前10時」に改め、同条ただし書中「第19条」を「第17条」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1号中「場の提供及び運営」を「講座等の開催」に改め、同条第2号中「クリエイターの技術等の向上」を「文化・クリエイティブ産業の振興」に改め、同条第6号中「クリエ

ーターの創造的な活動」を「文化・クリエイティブ産業」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加え、同条を第4条とする。

(7) 文化・クリエイティブ産業を通じた地域文化の振興に関すること。

第2条中「静岡市クリエイター支援センター」を「静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第3条とする。

- (1) ギャラリー1
- (2) ギャラリー2
- (3) 交流研修ルーム
- (4) 多目的ルーム

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化・クリエイティブ産業 デザイン、広告、出版、音楽、アート等の分野における創造的活動から生ずる文化的影響により市の文化の向上に資する産業をいう。
- (2) クリエーター 業として文化・クリエイティブ産業に携わる者をいう。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とする。

第11条中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条第1項中「別表第1に掲げる施設の」を削り、「同表」を「別表」に、「納付し」を「前納し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該使用料の納付に当たり、市長が特別の理由があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

第14条第2項及び第3項を削り、同条を第12条とし、第15条から第22条までを2条ずつ繰り上げる。

第23条第1号中「第3条」を「第4条」に改め、同条を第21条とし、第24条を第22条とし、第25条を第23条とする。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第12条関係）

1 施設使用料

- (1) ギャラリー使用料

利用区分	位置	面積	基本使用料	
ギャラリー1	1階	118m <sup>2</sup>	1日につき	20,500円
ギャラリー2	2階	117m <sup>2</sup>	1日につき	20,500円

備考

- 1 利用者が、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって、無料で入場させる場合又は入場料若しくはこれに類するものを徴収して入場させる場合は、基本使用料に、基本使用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 準備及び片付けのために利用する場合の使用料は、基本使用料の50パーセントに相当する額とする。

(2) 交流研修ルーム等使用料

利用区分	位置	面積	使用料					
			午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前10時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前10時から午後9時まで
交流研修ルーム	2階	54m <sup>2</sup>	2,800円	5,600円	5,600円	8,400円	11,200円	14,000円
多目的ルーム	2階	91m <sup>2</sup>	4,520円	9,040円	9,040円	13,560円	18,080円	22,600円

2 設備（特殊機器）使用料

区分	数量単位	使用単位	使用料
据付プロジェクター	一式	1時間	770円
移動式プロジェクター	一式	1時間	510円

備考 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなして算定する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。